



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2012 SEPTEMBER / 137号

★ 2012年改正著作権法（3） - 変質した日本版フェアユース ★

著作権法の原則通りに著作権者の許可を求めていると、かえって社会が混乱する領域があります。たとえば個人で楽しむための複製（私的複製）などがそうで、そのようなとき、適用の例外を法律で規定することになります。それは日本でもアメリカでも同じはずですが、アメリカでは、「フェアユース」（fair use 公正利用）といって、包括的な規定1条^(*)で済ませているところを、日本では28種類もの具体的な例外規定を設けていました。そんなに例外を設けてもまだまだ足りない場面が出てきますので、日本でも包括的なフェアユース規定を設けるべきではないかという議論が昔からありました。本年6月20日に成立した改正著作権法でもフェアユース規定の創設を目指したはずなのですが、終わってみると、具体的な例外規定が4種類増えただけでした。

^(*) アメリカ著作権法 107 条によれば、以下の事情を総合的に勘案して、著作権は制限されます。（規定が抽象的すぎて違反行為の予測可能性が低いことが問題といわれています。）

1. 利用の目的と性質
2. 利用された著作物の性質
3. 利用された著作物全体に占める利用された部分の量と実質的な価値
4. 利用された著作物の潜在的な市場や価値に与える利用の影響

改正法で新たに創設された例外規定

1. 付随的利用（30条の2）

(1) 「写真撮影・録音・録画」の場合に限り、(2) 対象物から分離困難な付随物や音を、(3) 軽微な構成部分として複製・翻案しその後利用することができる。

例：屋外で映画撮影しているとき、他人が著作権を有するポスターや通行人が着ているTシャツの図柄などが背景として小さく写り込んだような場合。

2. 適法利用の検討過程での利用（30条の3）

(1) 権利者の許可などを得て作品を利用しようとする場合、(2) その検討過程に、(3) 必要な限度で作品を利用できる。

例：漫画のキャラクターの商品化の企画段階における企画書等において著作権者に商品化の許諾を求めに行くか否か決定するために複製するような場合。

3. 技術開発等のための試験での利用（30条の4）

(1) 公表作品は、(2) 著作物の利用のための技術開発・実用化のための試験に、(3) 必要な限度で利用できる。

例：映像・音楽の再生機器や録音・録画機器の試験のための利用のような場合。

4. 情報通信の準備のための情報処理（47条の9）

(1) ネットワークで情報を提供する場合、(2) その円滑化・効率化の準備に必要なコンピューターでの情報処理に、(3) 必要な限度で作品をメディアに記録・翻案できる。

例：送信を不可避免的に伴う情報ネットワーク産業の分野など技術的に不可避免的な複製の場合。